

議 第 5 1 号

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部改正について

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成 2 9 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 2 条第 7 号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 2 条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

（提出理由）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成２９年条例第７０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第１条 この条例は、平成２８年熊本地震により被害を受けた造成宅地（<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２条第９号</u>に規定する造成宅地をいう。）（以下「被災宅地」という。）における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。 第２条～第１３条 【略】	（目的） 第１条 この条例は、平成２８年熊本地震により被害を受けた造成宅地（<u>宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２条第７号</u>に規定する造成宅地をいう。）（以下「被災宅地」という。）における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。 第２条～第１３条 【略】

附 則

この条例は、令和５年５月２６日から施行する。